

参照条文

< 道路構造令の一部を改正する政令 >

目 次

【制定文関係】

- ・道路法第三十条第一項及び第二項」…………… 1

【附則第三条関係】

- ・建築基準法施行令第百四十四条の五」…………… 2

【附則第四条関係】

- ・環境影響評価法施行令別表第一」…………… 3

【制定文関係】

「道路法第三十条第一項及び第二項」

○道路法

(昭和二十七年六月十日)

(法律第百八十号)

(道路の構造の基準)

第三十条 道路の構造の技術的基準は、道路の種類ごとに左の各号に掲げる事項について政令で定める。

- 一 幅員
 - 二 建築限界
 - 三 線形
 - 四 視距
 - 五 こう配
 - 六 路面
 - 七 排水施設
 - 八 交差又は接続
 - 九 待避所
 - 十 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設
 - 十一 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造について必要な事項
 - 十二 橋その他政令で定める主要な工作物については、前項の規定による外、その構造強度について必要な技術的基準を政令で定めることができる。
- 3・4 略

【附則第三条関係】

「建築基準法施行令第一百四十四条の五条」

建築基準法施行令

(昭和二十五年十一月十六日)

(政令第三百三十八号)

(特定高架道路等に関する基準)

第一百四十四条の五 法第四十二条第一項第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 路面と隣地の地表面との高低差(道路の部分にあつては、国土交通省令で定める路面と道路の他の部分の路面又は隣地の地表面との高低差。以下この条において同じ。)が五十七センチメートル以上であること。
 - 二 路面と隣地の地表面との高低差がある区間で延長三百メートル以上のものの内にあり、かつ、その延長が百メートル以上であること。
 - 三 路面と隣地の地表面との高低差が五メートル以上の区間を有すること。ただし、道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第二条第九号の二に掲げる副道を両側に有する道路(幅員が四十メートル以上のものに限る。)の部分にあつては、この限りでない。
 - 四 前三号に定めるもののほか、法面その他の構造が、自動車の沿道への出入りができない構造として国土交通大臣の定める構造の基準に適合するものであること。
- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項各号に掲げる基準について準用する。

【附則第四条関係】

「環境影響評価法第一条、第三条、第六条」

環境影響評価法施行令

(平成九年十二月三日)

(政令第三百四十六号)

(第一種事業)

第一条 環境影響評価法(以下「法」という。)第二条第二項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第二欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓(同表の七の項の第二欄に掲げる要件に該当するもの及び同表の七の項の第三欄に掲げる要件に該当することを理由として法第四条第三項第一号の措置がとられたものに限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。)を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

(免許等に係る法律の規定)

第二条 法第二条第二項第二号イの法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類(第二欄及び第三欄に掲げる事業の種類の詳細を含む。)ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

(第二種事業)

第六条 法第二条第三項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げる要

件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第三欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、対象公有水面埋立て等を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。